様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2026年 1月 7日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）もりながせいかかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 森永製菓株式会社  （ふりがな）もり　しんや  （法人の場合）代表者の氏名 森　信也  住所　〒105-8309  東京都 港区 芝浦１丁目１３番１６号  法人番号　1010401029660  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　森永製菓グループ統合報告書2025  ②　2030経営計画・2024中期経営計画 | | 公表日 | ①　2025年 9月25日  ②　2024年 5月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社のホームページトップ >企業情報> 森永製菓グループのサステナビリティ>統合報告書  　https://www.morinaga.co.jp/company/sustainability/reports/pdf/integrated\_report2025/MORINAGA\_Integrated\_Report\_2025\_JA\_all01.pdf  　P19-24、P56-57  ②　当社ホームページトップ>企業情報>投資家情報（IR）>経営方針 2030経営計画・2024中期経営計画  　https://pdf.irpocket.com/C2201/RLCz/xpmQ/evxr.pdf  　P10 | | 記載内容抜粋 | ①　P19-24 ：パーパス・2030ビジョン、2024経営計画の実現に向け、事業戦略と連動した経営基盤の構築を進めています。DXをその一つとして位置づけ、全方位的なデジタル施策の展開、グローバルサイバーセキュリティ体制の構築、DXを自律的・自立的に実行できるDX人材の育成、DXをグローバルで安定的かつ永続的に進めるためのデジタル・ITガバナンス体制の構築を推進しています。  P56-57：事業環境の急速な変化や社会のデジタル化に対応するため、生産性向上や経営基盤の強化、セキュリティ対策の重要性を認識し、DX戦略を推進しています。これまでは、デジタル経営基盤の基礎づくりを行ってきましたが、今後はデジタル経営基盤の拡張と利活用による具体的な成果創出、デジタル経営基盤とテクノロジー（生成AI等）とのかけ合わせによる経営・事業のさらなる高度化を進めていきます。  ②　P10：DX戦略を推進することにより事業戦略と連動した経営基盤を構築していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　代表取締役社長の森が委員長を務め、取締役および執行役員が出席するサステナビリティ委員会にて議論・承認された内容を元に作成した報告書を公開しています。  ②　取締役会にて承認された経営計画を公開しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　森永製菓グループ統合報告書2025  ②　2030経営計画・2024中期経営計画 | | 公表日 | ①　2025年 9月25日  ②　2024年 5月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社のホームページトップ >企業情報> 森永製菓グループのサステナビリティ>統合報告書  　https://www.morinaga.co.jp/company/sustainability/reports/pdf/integrated\_report2025/MORINAGA\_Integrated\_Report\_2025\_JA\_all01.pdf  　P56-57  ②　当社ホームページトップ>企業情報>投資家情報（IR）>経営方針 2030経営計画・2024中期経営計画  　https://pdf.irpocket.com/C2201/RLCz/xpmQ/evxr.pdf  　P19 | | 記載内容抜粋 | ①　「DXロードマップ」に従い、デジタル経営基盤の整備・拡張・利活用を3段階で段階的に進めています。第1段階では、基幹業務システムの移行や当社グループにおける標準ポリシーの策定、SCM高度化を進め、デジタル経営基盤の強化に取り組みました。第2段階では、デジタル基盤の拡張、活用による具体的な成果創出に取り組んでいます。全方位的なデジタル施策を推進すること、AIの適用業務の拡大、デジタル・ITガバナンス、サイバーセキュリティの強化、DX人材育成により、実現を目指します。第3段階では、デジタル経営基盤とテクノロジーのかけ合わせによる経営、事業のさらなる高度化を計画しています。  統合報告書2025」P.56のSCM高度化  ・営業・物流・生産の需給計画の統合による効率化  ・工場の生産計画の標準化  ・原料費シミュレーションの高度化  「統合報告書2025」P.57の全方位的なデジタル施策 DX羅針盤の表内  ・データに基づいたPDCA体制の確立によるサプライチェーンの最適化、および需要予測の高度化。  ②　デジタル経営基盤の拡張とAI技術等による業務高度化・効率化を実現するDX戦略を定めています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　代表取締役社長の森が委員長を務め、取締役および執行役員が出席するサステナビリティ委員会にて議論・承認された内容を元に作成した報告書を公開しています。  ②　取締役会にて承認された経営計画を公開しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　森永製菓グループ統合報告書2025  　P56-57 | | 記載内容抜粋 | ①　体制・組織：取締役常務執行役員の藤井がDX推進部の担当であることを記載しています。また、2025年度より、DX戦略をより迅速かつ確実に実行するための組織体制に見直しを行いました。DX戦略の実行を牽引する部門として専門性を発揮できる体制に変更しています。  人材の育成・確保：当社グループのDX人材を「DX推進人材」と「デジタル活用人材」の2種類に分類し、それぞれに応じた人材定義、育成サイクルを構築し、育成を実行しています。これらの体制と育成施策により、DX戦略の実行力を高め、グループ全体のDXを推進しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　森永製菓グループ統合報告書2025  　P56-57 | | 記載内容抜粋 | ①　通信技術の進展やAI、ビッグデータ、IoTの普及等、社会の急速なデジタル化に伴う経営環境の変化を踏まえ、引き続き、DX推進部が5つのDX戦略を推進しています。戦略を高い専門性とスピード感を持って推進するために、2025年度からDX推進部の組織体制を刷新し、実行力の強化を図っています。  加えて、2024年6月に、社内専用の生成AIツールを導入、全社展開し、従業員が最新技術を活用できる環境を整備しました。あわせて、DX戦略の加速を支える人材、従業員のDXリテラシー向上を目的とした人材育成にも取り組んで います。  2023～2025年度については、下記取り組みを実行しました。  ・国内、基幹システム移行  ・森永製菓グループにおける標準ポリシー策定  ・SCM高度化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　森永製菓グループ統合報告書2025 | | 公表日 | ①　2025年 9月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社のホームページトップ >企業情報> 森永製菓グループのサステナビリティ>統合報告書  　https://www.morinaga.co.jp/company/sustainability/reports/pdf/integrated\_report2025/MORINAGA\_Integrated\_Report\_2025\_JA\_all01.pdf  　P19、P56-57 | | 記載内容抜粋 | ①　P19：2030年の財務目標：売上高3,000億円、売上高営業利益率12%以上、重点事業売上高比率60％以上、海外売上比率25%以上。  P56-57:DX戦略の効果は下記の通りです。  国内 基幹システム移行  ・Fit to Standard※によるアドオン開発削減率 54 ％  ・Fit to Standardを経て再定義した業務 94プロセス  ・ 基幹システム移行に伴い、新たに作成した操作マニュアル 51本  森永製菓グループにおける標準ポリシー策定  ・海外拠点（Morinaga America Foods, Inc.）への初めての基幹システムの展開  ・森永製菓グループの標準業務モデル策定  ・グループITガバナンス検討スキームの確立 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 5月13日  ②　2024年 5月14日 | | 発信方法 | ①　2025年3月期　決算説明会資料（発信スクリプト付き資料）  　当社ホームページトップ>企業情報 投資家情報（IR）>IRライブラリー>決算説明会資料  　https://pdf.irpocket.com/C2201/vAfC/SVip/vVyW.pdf  　P28  ②　2024年3月期　決算説明会資料（発信スクリプト付き資料）  　当社ホームページトップ>企業情報 投資家情報（IR）>IRライブラリー>決算説明会資料  　https://pdf.irpocket.com/C2201/KHnJ/R8O2/bGvl.pdf  　P19、P28、P31 | | 発信内容 | ①　デジタル経営基盤の構築とAI技術等による業務高度化、効率化に向けたDX戦略の進捗状況を説明しました。  ②　デジタル経営基盤の構築とAI技術等による業務高度化、効率化に向けたDX戦略を説明しました。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 11月頃　～　2025年 10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 11月頃　～　2025年 12月頃 | | 実施内容 | ・トータルリスクマネジメント体系において、クライシス対応要領の1つにサイバーセキュリティクライシス対応要領を定めております。  ・サイバーセキュリティ対策とガバナンスの強化をグローバルレベルで実現すべく、2024年度に、NIST CSFをベースとした当社グループのセキュリティフレームワークを策定しました。それを基に、組織・規則・技術のあらゆる側面から網羅的に課題を抽出し、中期計画を策定・推進しています。  コーポレートガバナンス体制のひとつであるトータルリスクマネジメント委員会（委員長：代表取締役社長　森）において、情報セキュリティを重要なリスクと位置づけ、リスクに対する対応策の整備を行っております。  ・SOCによるグローバルにおける脅威の可視化、セキュリティアナリストの支援による高度分析と問題発生時の即時対応を目指した体制を構築しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。